

## 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の取扱い

平成30年4月1日  
那須塩原市高齢福祉課

平成30年度介護報酬改定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」について、以下のとおり取り扱います。

### 1 届出対象

- (1) 加算を新たに算定する場合
- (2) 届出内容に変更が生じる場合
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合

### 2 提出期限

**平成30年4月16日(月)**

平成30年4月1日より算定する場合、届出は平成30年4月10日(火)必着とします。

平成30年5月1日より算定する場合、届出は平成30年5月1日(火)必着とします。

### 3 提出先

那須塩原市保健福祉部高齢福祉課介護管理係

### 4 提出書類

提出書類(様式等)は、以下の市のホームページからダウンロードできます。

改定後の様式等(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書、体制等状況一覧表)を掲載しましたので、適宜ご確認ください。

市ホームページ：<http://www.city.nasushiobara.lg.jp/14/4345/.html>

ホーム>市民トップ>くらし・手続き>保険・年金>介護保険>介護保険事業者向け情報>介護報酬に関する手続きについて

### 5 留意事項

- (1) 報酬改定により加算の現行算定区分が新たな算定区分とみなされる場合がありますが、引き続き新たな算定区分により加算を算定する場合は、届出は不要です。  
[例：介護福祉施設サービスにおける「看取り介護体制」 現行「あり」⇒改定後「加算Ⅰ」]
- (2) 既存の加算で算定要件が変更となった加算があります。要件を満たしているか必ずご確認ください。**※(1)及び(2)について別紙「既存サービスの事業所の届出留意事項」参照**
- (3) 既存の加算で届出を行わず算定できる加算について届出が必要になる場合があります。詳細は厚生労働省告示等をご確認ください。